

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年3月11日（平成27年（行情）諮問第103号）

答申日：平成28年6月1日（平成28年度（行情）答申第97号）

事件名：道路損傷事故カード等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年1月21日付け国関整総情第2051号-1による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁が、黒塗りとした部分について、精査していただきたい。本件処分で不開示部分であるとされていない部分が黒塗りとなっていることも懸念される。
- (2) 特定区道と特定国道との交差点部分は、特定区道から出る部分が局所的に急な下り坂になっており、加速し過ぎた車両が事故を起こすことが続いている。例えば、特定区道から出る部分に車両を減速させるためのラバーポール等を設置することが求められる状況である。
- (3) 特定区道から出てきたタクシーが速度を出し過ぎて事故を起こしたことは、道路管理者である国、特定区と、付近住民との間で、共有されるべき情報である。情報が共有されて初めて上述のような安全対策をすることもできる。処分庁が、本来、共有されるべき情報を黒塗りにしていることは、安全対策を遅れさせることにしかならない。審査庁には迅速な審理を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定を行った。

(3) これに対し、本件審査請求は、諮問庁に対して、不開示部分の開示を求めて提起されたものである。

2 本件対象文書について

(1) 文書1（道路損傷事故カード）について

文書1は、関東地方整備局道路損傷処理事務取扱要領4条2項に基づき、関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所（以下「万世橋出張所」という。）が作成したものであり、道路損傷行為について、当該行為の原因者、被害状況等を記録したものである。

(2) 文書2（道路損傷確認書）について

文書2は、関東地方整備局道路損傷処理事務取扱要領4条4項に基づき、万世橋出張所が道路損傷行為の原因者から徴収したものであり、当該原因者が道路を損傷したことを確認したものである。

(3) 文書3（位置図）について

文書3は、文書1の付属文書であって、万世橋出張所が作成したものであり、道路損傷現場の位置を示したものである。

(4) 文書4（見積書）について

文書4は、文書1の付属文書であって、万世橋出張所が道路損傷行為の原因者から提出を受けたものであり、原因者が復旧工事を実施するにあたり、工事の内容及び概算費用を記載したものである。

(5) 文書5（損傷物件調書）について

文書5は、文書1の付属文書であって、万世橋出張所が作成したものであり、損傷物件について、物件の内容及び損傷の確認経緯等を記載したものである。

(6) 文書6（復旧前の写真）について

文書6は、文書1の付属文書であって、万世橋出張所が道路損傷行為の原因者から提出を受けたものであり、損傷物件の復旧前の状態を記録したものである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分において、本件対象文書を特定した上で、別表1に掲げる部分（以下、順に「不開示部分1」ないし「不開示部分15」という。）を不開示とし、その余を開示する一部開示決定を行ったところ、審査請求人は原処分で不開示とした部分について精査してほしい旨主張していることから、以下、不開示部分のある文書1、2、4及び5における不開示部分1ないし不開示部分15の不開示情報該当性について検討する。

(1) 文書1について

ア 文書1には、不開示部分1ないし5及び10ないし12が記載されていることが認められる。

イ 不開示部分1ないし4は、本件開示請求の請求内容である特定道路Aと特定道路Bを結ぶ交差点における事故(以下「本件事故」という。)を発生させた行為者(以下、単に「行為者」という。)の氏名、住所等の属性情報であり、これらの情報は一体として個人を識別できる情報であると認められ、また、一般に公になっている情報であるとは認められない。

したがって、不開示部分1ないし4は、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

ウ 不開示部分5は、行為者の責任者(以下、単に「責任者」という。)に関する情報であり、当該情報を公にすると、行為者と責任者との関係が明らかとなり、当該責任者の周囲の者や行為者の周囲の者など、一定の範囲の者には行為者を特定できるおそれがある。処分庁の説明によれば、本件事故を行為者が発生させたという事実は一般に公表されていないとのことであり、このことからすれば、一定の範囲の者であっても、行為者が特定されると、当該行為者の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示部分5は、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

エ 不開示部分10は、本件事故の処理に関係する管理職以外の職にある警視庁警察官の名字であるが、警視庁においては、管理職員の氏名を公表しているものの、管理職以外の職にある警察職員の氏名については、これを公表している事情は認められない。

したがって、不開示部分10は、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

オ 不開示部分11は、本件事故に際して行為者が乗車していた車両の自動車保険に関する、被保険車両の情報や加入している保険の内容であり、当該情報を公にすると、行為者の周囲の者など、一定の範囲の者には行為者を特定できるおそれがある。行為者が本件事故を発生させたという情報が一般に公表されていないものであることからすれば、一定の範囲の者であっても、行為者が特定されると、当該行為者

の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示部分 1 1 は、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

カ 不開示部分 1 3 は、本件事故の復旧工事に関わった法人の名称であり、原処分では、法 5 条 2 号イに該当するとして不開示とされたものである。

当該情報について処分庁に確認したところ、当該情報は本件事故の復旧工事を行った法人の名称であり、工事の発注は行為者側が行ったもので、復旧工事自体に関東地方整備局が関わっているものではなく、また、当該復旧工事に関わった者を公表した事実もないと説明する。

そうであれば、当該法人の名称を公にすると、通常は公にされず、本来秘匿されるべき当該法人の取引情報が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示部分 1 3 は、法 5 条 2 号イに規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

キ 以上のことから、文書 1 における不開示部分 1 ないし 5 及び 1 0 ないし 1 3 を不開示としたことは妥当であると考える。

(2) 文書 2 について

ア 文書 2 には、不開示部分 1 ないし 8 及び 1 1 が記載されていることが認められる。

イ 不開示部分 1 ないし 4 は、上記(1)イと同様の理由から、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

ウ 不開示部分 6 及び 7 は、行為者の生年月日及び勤務先の電話番号であり、不開示部分 1 ないし 4 と同様に行行為者の属性情報であって、不開示部分 1 ないし 4、6 及び 7 は一体として個人を識別できる情報であると認められ、また、一般に公になっている情報であるとは認められない。したがって、不開示部分 6 及び 7 は、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

エ 不開示部分 5 については、上記(1)ウと同様の理由から、法 5 条

1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

オ 不開示部分8は、責任者の印影であり、これを公にすると、当該責任者が特定されるおそれがあり、責任者が特定されることとなれば、上記(1)ウと同様の理由から、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

カ 不開示部分11については、上記(1)オと同様の理由から、法5条1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

キ 以上のことから、文書2における不開示部分1ないし8及び11を不開示としたことは妥当であると考えられる。

(3) 文書4について

ア 文書4には、不開示部分12ないし14が記載されていることが認められる。

イ 不開示部分12については、上記(1)カと同様の理由から、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

ウ 不開示部分13は、本件事故の復旧工事を請け負った法人に係る郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号であって、これらの情報を公にすると、その情報を元に当該法人の名称が特定されるおそれがあり、当該法人の名称が特定されれば、上記(1)カと同様の理由から、法5条2号イに規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

エ 不開示部分14は、本件事故の復旧工事を請け負った法人が作成した見積書に付された番号であり、原処分においては法5条2号イに該当するとして不開示とされたものである。

諮問庁において不開示部分14を見分したところ、当該見積書を作成した法人固有の形状や性質は特段認められず、当該情報を公にしたとしても、直ちに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるとは言えない。

したがって、不開示部分 1 4 については法 5 条 2 号イに該当するとは認められない。

オ 以上のことから、不開示部分 1 4 については新たに開示することとするが、その余の不開示部分 1 2 及び 1 3 については不開示としたことは妥当であるとする。

(4) 文書 5 について

ア 文書 5 には、不開示部分 1, 6, 9, 10, 12 及び 15 が記載されていることが認められる。

イ 不開示部分 1 は、上記 (1) イと同様の理由から、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

ウ 不開示部分 6 は、上記 (2) ウと同様の理由から、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

エ 不開示部分 9 は、本件事故を起こした車両に関する情報であり、当該情報を公にすると、当該車両に関係する者など、一定の範囲の者には行為者を特定できるおそれがある。

したがって、不開示部分 9 は、上記 (1) オと同様の理由から、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

オ 不開示部分 10 は、上記 (1) エと同様の理由から、法 5 条 1 号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

カ 不開示部分 12 は、上記 (1) カと同様の理由から、法 5 条 2 号イに規定する「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

キ 不開示部分 15 は、万世橋出張所管内の道路維持作業を受注している業者名であり、原処分においては法 5 条 2 号イに該当するとして不開示とされたものである。

しかしながら、関東地方整備局においては、通常、契約の相手方や

契約金額等をホームページ等により公表しており，万世橋出張所管内の道路維持作業に係る契約についても公表している事実が認められる。

したがって，不開示部分15は既に公になっている情報であって，法5条2号イに該当するとは認められない。

ク 以上のことから，不開示部分15については新たに開示することとするが，その余の不開示部分1，6，9，10及び12を不開示としたことは妥当であるとする。

4 結論

以上のことから，不開示部分14及び15については法5条2号イに該当するとは認められないことからこれを開示することとするが，その余の不開示部分を不開示とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年3月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 平成28年5月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は，本件対象文書を特定し，法5条1号及び2号イに該当するとして不開示部分1ないし15を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人は，不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は，別表1に掲げる不開示部分1ないし15のうち，不開示部分14及び不開示部分15については新たに開示するとしているが，その余の部分については，不開示を維持するとしている。

したがって，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると，不開示維持部分は，①道路損傷行為の行為者に関する情報，②道路損傷行為の行為者を特定できるおそれのある情報，③公表の対象とはなっていない警視庁職員の氏及び④本件事故の復旧工事に関わった法人に関する情報となっていることが認められる。

さらに，文書1の保険額及び文書2の保険金額の記載部分が黒塗りされ

ているが、当該部分は、原処分において不開示とされた情報ではないので、以下の検討対象からは除外する。

(1) 道路損傷行為の行為者に関する情報について

道路損傷行為の行為者の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号、免許証番号、職業、勤務先及び勤務先の電話番号については、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めべき事情は見当たらない。

次に法6条2項の部分開示について検討すると、行為者の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号、免許証番号、勤務先及び勤務先の電話番号は一体として個人識別部分であることから、部分開示の余地はないが、行為者の職業については、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示すべきである。

(2) 行為者を特定できるおそれのある情報について

ア 責任者の会社名、住所、電話番号、印影及び車両番号については、これらの情報を公にすると、道路損傷行為の行為者の勤務先の同僚等の一定範囲の者には当該行為者を特定できるおそれがあることは否定できない。

本件事故を当該行為者が発生させたという事実は一般に公にされておらず、一定範囲の者に対してであっても行為者が特定されると、通常知られたくない機微な情報が明らかになり当該行為者の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、法5条1号後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、行為者と責任者の関係、対物保険加入の有無、保険会社名及び車種については、これらを公にしても行為者の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないので、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(3) 警視庁職員の氏について

本件事故の処理に関係した管理職以外の職にある警視庁職員の氏が不開示とされているところ、これらの氏については、法5条1号の個人識別情報に該当し、警視庁において、管理職以外の職にある警察職員の氏名を公にしている事情は認められないことから、同号ただし書イないしハに該当すると認めべき事情は見当たらない。

したがって、これらの氏については法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件事故の復旧工事に関わった法人に関する情報について

復旧工事に関わった事業者の事業者名、住所、郵便番号、電話番号及びFAX番号が不開示とされているところ、当該事業者は東京国道工事事務所万世橋出張所が選定した事業者ではなく、復旧工事費用を負担する行為者の勤務先が選定した事業者であることが認められる。

復旧工事の見積書(文書4)に記載されている当該復旧工事費用の詳細な金額が既に原処分において開示されていることから、当該事業者の名称等を公にすると、通常公にされず、本来秘匿されるべき当該事業者の取引に関する情報が明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2に掲げる部分は同条1号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件開示請求

特定国道と特定区道との交差点の中央分離帯のプリンカーライトが損傷した経緯と復旧計画がわかるもの（平成26年のもの、関係機関との連絡文書，決裁文書等を含む。）

2 本件対象文書

文書1：道路損傷事故カード

文書2：道路損傷確認書

文書3：位置図

文書4：見積書

文書5：損傷物件調書

文書6：復旧前の写真

別表 1

番号	不開示とした部分	原処分における 不開示理由	該当する文書
不開示 部分 1	行為者の氏名, 住所, 郵便番号, 電話番号, 年齢	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2, 文書 5
不開示 部分 2	行為者の免許証番号	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2
不開示 部分 3	行為者の職業	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2
不開示 部分 4	行為者の勤務先	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2
不開示 部分 5	責任者の会社名, 住所, 電話番号, 行為者との関係	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2
不開示 部分 6	行為者の生年月日 (又は生まれた年)	法 5 条 1 号	文書 2, 文書 5
不開示 部分 7	行為者の勤務先の電話番号	法 5 条 1 号	文書 2
不開示 部分 8	責任者の印影	法 5 条 1 号	文書 2
不開示 部分 9	事故車両に関する情報 (責任者の会社名, 車種)	法 5 条 1 号	文書 5
不開示 部分 1 0	警察官の名字	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 5
不開示 部分 1 1	自動車保険の適用を受ける車両の車種, 車両番号, 自動車保険会社名, 対物保険加入の有無, 自動車保険の保険額, 契約者名	法 5 条 1 号	文書 1, 文書 2
不開示 部分 1 2	復旧工事業者名	法 5 条 2 号イ	文書 1, 文書 4, 文書 5
不開示 部分 1 3	復旧工事業者の住所, 郵便番号, 電話番号, F A X 番号	法 5 条 2 号イ	文書 4
不開示 部分 1 4	復旧工事業者の見積書番号	法 5 条 2 号イ	文書 4
不開示 部分 1 5	道路維持作業業者名	法 5 条 2 号イ	文書 5

別表 2

開示すべき部分	該当する文書
行為者の職業，行為者との関係，対物保険加入の有無，自動車保険会社名又は対物保険の社名	文書 1，文書 2
車種（文書 5 については，備考欄の 2 行目の車種に限る。）	文書 1，文書 2，文書 5